

## 京都府スキー連盟(SAK)ポイント制細則

1994.1.1制定

### 1. 競技会

- 1-1 ポイント対象競技は、SAJ公認A級大会、B級大会及び京都府スキー連盟指定の大会とする。
- 1-2 京都府スキー連盟指定の大会はA級大会とB級大会とする。
- 1-2-1 A級大会はスキー連盟が主催又は後援あるいは参加する下記の大会とする。
  - 1. 京都府スキー選手権大会
  - 1. 国体スキー大会京都府予選会
  - 1. 京都府高等学校スキー選手権大会
  - 1. 京都高等学校春季スキー選手権大会
  - 1. クラブ対抗スキー大会
  - 1. SKIチャレンジ京都大会
  - 1. 京都府中学生スキー大会
  - 1. 近畿中学校スキー選手権大会
  - 1. 近畿高等学校スキー選手権大会
- 1-2-2 B級大会は地域主催やクラブ主催の大会で、スキー連盟の承認を受けた大会とする。B級大会は年度始めに発表される。

### 2. 選手

- 2-1 京都府スキー連盟に加盟している団体の競技者はすべて京都府スキー連盟(SAK)ポイントの取得をすることができる。

### 3. 登録

- 3-1 SAKポイントリストに掲載される競技者は、所定の申し込み用紙を用い、加盟団体を通じて毎年9月30日までに登録を完了した競技者に限る。
- 3-2 毎年9月30日を過ぎた登録申請はその年に発行されるNo.1ポイントリストには載らない。
- 3-3 個人の単位での登録申請は認められない。
- 3-4 競技者は登録申請後コードナンバーの報告を受ける。この番号は特別の変更がない限り変わることはない。

### 4. 登録料

- 4-1 競技者管理登録を行う競技者は、毎年年次登録料として9月30日までに登録を完了した者は500円、10月1日以降に登録する者は1000円を納付しなければならない。
- 4-2 納付された登録料は、その年度内に登録抹消があっても返金はしない。

### 5. 算定期間

- 5-1 SAKポイントの計算期間は、毎年12月1日より翌年の4月30日までの間に行われた競技を算定対象とする。

## 6. ポイント計算方法

## 6-1 アルペン競技

## 6-1-1 レースポイント計算

※計算式

$$P = (T_x \times F) \div T_o - F$$

P = レースポイント

T<sub>o</sub> = 優勝者のタイム(秒単位)T<sub>x</sub> = 該当選手のタイム(秒単位)

F = F値

※F値(SAJで変更のあった場合は自動的に変更する)

回 転 730

大回転 1010

## 6-1-2 ペナルティー計算

6-1-2-1 該当レースの10位以内の選手の中にSAKポイント保持者が5人以上いる場合は、SAKポイントが他の選手よりも良い(小さい)5人の選手を選ぶ。(この5人のポイントを合計する=合計A)SAKポイントがマックス値より大きいかポイントが無い場合、ペナルティー計算にはマックス値が使われる。

※マックス値(SAJで変更のあった場合は自動的に変更する)

回 転 145

大回転 200

6-1-2-2 該当レースの1本目スタート完了した選手の中から(完走、失格、途中棄権にかかわらず)SAKポイントが他よりも良い5人の選手を選ぶ。(この5人のポイントを合計する=合計B)。SAKポイントがマックス値より大きい場合はマックス値が使われる。

6-1-2-3 該当レースの10位以内の選手の中でSAKポイント保持者が5人未満の場合これらのポイントなしの選手にはマックス値を与える。

マックス値を与えた選手のうちレースポイントのより大きい、つまり順位が下の選手がペナルティー計算の対象選手となる。

6-1-2-4 競技順位10位に2人以上の同タイムの選手がいる場合は、もしこれらの選手が計算対象のベスト5に入っていれば全員がペナルティー計算の対象選手となる。

6-1-2-5 ペナルティー計算の対象となるSAKポイントで、5番目に良いSAKポイントを持っている選手が2人以上いる場合は、レースポイントが最大、つまりその中で競技順位が最下位の選手1人がペナルティー計算の対象となる。

6-1-2-6 ポイント計算において該当競技のマックス値を越えるレースポイントは採用されず、代わりにマックス値が適用される。

6-1-2-7 10位以内のSAKポイントベスト5のSAKポイント、あるいはマックス値を合計する(合計A)。次に出場選手(スタートを完了した)のSAKポイントランキングベスト5のSAKポイント、あるいはマックス値を合計する(合計B)。

次に10位以内のペナルティー計算対象選手(ベスト5)のレースポイントを合計する(合計C)。

最後に10位以内のベスト5のSAKポイント合計(A)と出場選手のベスト5のSAKポイント合計(B)を足したのから10位以内のベスト5のレースポイント合計(C)を引き、

その差を10で割る。その結果がそのレースの計算ペナルティーとなる。

計算式は次のとおり

$$(\text{合計A} + \text{合計B} - \text{合計C}) \div 10 = \text{ペナルティーポイント}$$

ペナルティーポイントは1000分の1の位(小数点第3位)で四捨五入する。

6-1-2-8 計算ペナルティーが負数になった場合、ゼロペナルティーが適用される。

6-2 クロスカントリー競技

6-2-1 レースポイント計算

計算式はアルペン競技と同じである。走法によって差をなくするためにF値を設ける。

(SAJで変更のあった場合は自動的に変更する)

インターバル・スタート競技 F=800

マス・スタート競技 F=1400

6-2-2 ペナルティー計算

上位5人のSAKポイントを計算対象とする。

5人のうちポイント上位の3人のポイントを合計しその値を3.75で割った値を計算ペナルティーとする。

SAKポイントがマックス値より大きいか、ポイントがない場合はマックス値が使われる。

(SAJで変更のあった場合は自動的に変更する)

※マックス値 インターバル・スタート 176

マス・スタート 308

6-3 個人ポイントの計算

該当レースの個人ポイントは該当選手のレースポイントと計算ペナルティーポイントを加えた値がそのレースの個人ポイントとなる。

6-4 ミニмумペナルティー

6-4-1 各大会にミニмумペナルティーの設定を行うことができる。

6-4-2 計算されたペナルティーがミニмумペナルティーより大きい場合は、計算されたペナルティーが適用される。

6-4-3 計算されたペナルティーがミニмумペナルティーより小さい場合は、ミニмумペナルティーが適用される。

6-4-4 当該年度のミニмумペナルティーはNo.1リスト発行時に発表される。

## 7. ペナルティー

7-1 各種目のペナルティーは下記のとおりとする。

|          | シングルペナルティー | ダブルペナルティー |
|----------|------------|-----------|
| 回 転      | 20%        | 50%       |
| 大回転      | 〃          | 〃         |
| クロスカントリー | 70%        |           |

計算結果は100分の1の位(小数点第2位)で四捨五入する。

7-2 負傷の場合

選手が病気、負傷のため算定期間中の競技に出場できなかった場合、その選手の所属チームは4月30日までに医師の診断書を添えてシングルペナルティーの申請をすることができる。診断書には氏名、住所、事故のあった場所、病気負傷の種類、競技

不能の期間が明記されていなければならない。

7-3 勉学の場合

所属チームの選手が勉学のため競技に参加することが不可能となることを証明し、理由と期間を記してシングルペナルティーの申請をすることができる。

この申請は11月30日までに提出されなければならない。

7-4 期間が1年以上の場合

7-2または7-3による手続きがなされていれば毎年シングルペナルティーが加算される。

8. 最終ポイントの計算

8-1-1 アルペン競技の場合2つ以上の成績を持っている場合は各種目の上位2つの平均が最終ポイントとなる。

但し、上位2つの差が50ポイント以上ある場合は、上位1のポイントに下記のポイントを加算したものが最終ポイントとなる。

| 差             | 加算ポイント  |
|---------------|---------|
| 50.00以下       | ベスト2の平均 |
| 50.01~100.00  | 20ポイント  |
| 100.01~150.00 | 30ポイント  |
| 150.01~200.00 | 40ポイント  |
| 200.01以上      | 50ポイント  |

8-1-2 1つの成績しかない場合はその成績にシングルペナルティーを加えたものが最終ポイントとなる。

但し、スラローム競技においては試合数が少ないので加算しない。

8-1-3 1つも成績がなく前年度のポイントを持っている場合は前年度のポイントにダブルペナルティーを加えたものが最終ポイントになる。

8-1-4 年度のポイントを持っているが2年連続でポイント対象競技に出場がない場合はポイントは無しとなる。

8-1-5 年度ポイントも出場ポイントもない場合ポイントはなしとなる。

8-2-1 クロスカントリー競技の場合は総合ポイント制により、クラシカル、フリーの種目を合算してポイントを計算する。

8-2-2 当年度の競技のポイントが2つ以上有る場合は、良いポイントの2つの平均とする。

8-2-3 1つのポイントしかない場合は、1つのポイントに×1.7とする。

8-2-4 当年度の競技成績が無い場合はポイント無しとなる。ただし、前年度のポイントを持っている場合は前年度のポイントに×1.7が最終ポイントとなる。2年連続で出場が無い場合はポイントは無しとなる。

9. SAJポイントとの関係

9-1 SAJポイントを取得している選手はSAKポイントと比較して良い方のポイントを採用する。

9-2 SAJポイントを採用した選手には「#」マークが付く。

9-3 比較するSAJポイントはSAJが発行するポイントリストの最終ポイントとする。

## 10. ポイントリスト

- 10-1 ポイントリストは男子、女子とも全種目900点までとする。
- 10-2 ポイントのない選手は999.99と表示する。
- 10-3 ペナルティーの有る選手には次の記号が付く。
  - + = シングルペナルティー
  - \* = ダブルペナルティー(クロスカントリーのペナルティも)
- 10-4 ポイントリストには「チーム別管理登録者一覧表」「種目別トータルポイントリスト」「種目別クラス別ポイントリスト」が掲載される。

## 11. ポイントリストの発行

- 11-1 ポイントリストは11月1日(No.1リスト)と6月1日(最終リスト)の2回発行される。
- 11-2 ポイントリストはWebのみとし印刷物による配布は行わない。
- 11-3 ポイントリストは京都府スキー連盟競技部ポイント小委員会のインターネットホームページにアップロードする。
  - URL : <http://sak-kyogibu.la.cocacn.jp>

## 12. 細則の改廃

- 12-1 この細則の改廃はポイント委員会の議決による。

1994.12.01一部改定

1995.04.01一部改定

1995.10.01一部改定

1996.08.01一部改定

2000.06.01一部改定

2002.07.01一部改定

2002.11.24一部改定

2003.11.23一部改定

2005.11.01一部改定

2010.06.01一部改定

2011.11.06一部改定

2013.06.01一部改定